

別紙

諮問第590号

答 申

1 審査会の結論

「里親委託児童の保育所入所に関する事務手続きについて」ほか17件を開示とした決定及び「里親経過記録票」ほか3件を一部開示とした決定は、いずれも妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都個人情報の保護に関する条例（平成2年東京都条例第113号。以下「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った「私（〇〇）が養子縁組家庭となることを申請してから現在に至るまでの私の個人情報が記載された〇〇児童相談所及び育成支援課が保有する一切の文書（〇〇との交流の様子が記載された文書や私が養子縁組家庭に選定された経緯や理由が分かる文書を含む。）」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）のうち、〇〇児童相談所（以下「本件児童相談所」という。）が保有するものに対し、東京都知事（以下「都知事」という。）が平成29年3月3日付けで行った開示決定（以下「本件開示決定」という。）及び一部開示決定（以下「本件一部開示決定」という。）について、それぞれその取消しを求めるというものである。

(2) 審査請求の理由

審査請求書及び反論書における審査請求人の主張を要約すると、以下のとおりである。

ア 開示対象文書の不足

関連する一切の文書の開示請求を行ったにもかかわらず、一切の文書の開示がされていないのではないかとの疑念がある。

(ア) ××氏による打合せ記録

平成○年○月○日及び同年○月○日の打合せに出席しており、この打合せの重要性からすれば記録を残しているはずである。

(イ) 児童相談所内部での検討の記録

○月○日には××氏からは、本件に関する発言あり。翌○日には○○氏からも、里親制度利用について発言があり、これは開示された○○氏自身の記録にも記載のとおりである。しかしながら、○年○月に里親制度の利用を希望した際には、「制度が違う」と△△氏より却下される。××氏、○○氏は同席していたが無言。○月○日から○月○日までに児童相談所の内部で何らかの見解の相違があり、検討がなされたものと推察されるが、この記録の開示又は非開示の理由がない。

(ウ) 検査の記録

交流期間中に児童相談所職員○○氏が行った検査の記録がない。検査1回目と2回目の検査の記録及び所見に里親との関係性の記載がないとは考えにくい。

当該検査に関しては、○月○日実施分のみ開示されていることの理由に合理性がない。いずれの時期の検査においても里親との関係性は重要な要素として記載されているはずである。

また、その開示が不適切であると主張するならば、○月○日分についてのみ開示されていることは不自然である。

(エ) 委託期間中の記録

委託開始後、△△氏より家庭訪問を受けていたが、この記録がない。△△氏については、出向者との説明であったので、同氏自身の記録が開示対象範囲に含まれるかは不明ながら、報告を受けている以上、記録はあるはずである。

弁明書において、児童相談所は、この記録は里親支援機関のものであり、児童相談所の開示文書の対象外であるとしている。しかし、当時△△氏は曜日により里親支援機関と児童相談所を行き来しており、電話連絡先も児童相談所であり、組織外の人間にとって△△氏が児童相談所の職員でないと認識することは困難な状況であったことを考えると、わざわざ児童相談所が本件開示請求後に補正確認

まで行って「〇〇児童相談所が有する一切の文書」と限定したことは、条例の趣旨に反した行動と考えざるを得ない。

そもそも、機関が異なるからという理由で児童相談所が委託期間中の子供について数ヶ月の間に家庭訪問員から何ら報告も聞いておらず、記録も残していないというのは、到底信じがたい。

これらを含め、一切の記録が開示され、又は非開示の説明がされているのかの審査を求める。

イ 非開示とされた部分の開示

都知事が行った本件一部開示決定について、それを取り消し、非開示部分の開示を求める。

ウ 開示決定通知日の条例違反

平成29年1月4日の本件開示請求に対し、同年3月3日まで延長との延長通知があった。それにもかかわらず、3月3日までに通知がなされず、3月4日付けの私からの調査請求に応じる形で3月8日に通知書の発送の連絡あり、9日に受領。東京都情報公開条例に反するものであり、このような運用がなされたことの審査を求める。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

理由説明書及び弁明書における実施機関の主張を要約すると、以下のとおりである。

(1) 開示対象文書について

ア 当所職員の「××による記録がない。」との申立てについて

児童相談所では、里親から受けた相談等の記録は里親経過記録票に記載することとしている。平成〇年〇月〇日及び〇月〇日の所内面接についても里親経過記録票に記録しており、これ以外の記録は作成していない。

里親経過記録票の当該所内面接記録部分については、一部の非開示部分を除き適正に開示しており、審査請求人が主張するような開示対象文書の不足はない。

イ 「児童相談所内部での検討の記録がない。」との申立てについて

当所職員の××等とのやり取りから、当所内部で検討がなされたとの推察が示されているが、そのような所内で検討した事実及びそれを記録した文書は確認できない。

里親経過記録票によれば、平成○年○月○日に里親と所内面接を行った際、里親からの意向を受けて、児童相談所職員から制度説明をしたものであり、申立てのように所内で検討した事実は確認できない。

ウ 「本児の検査の記録がない。」との申立てについて

児童の検査記録は、本来、審査請求人の個人情報に該当しないため、開示対象外である。しかし、平成○年○月○日実施分は、本児の里親宅での長期宿泊時に、検査と同時にその結果の里親へのフィードバックと、本児及び里親の関係性を観察するために実施している。

このため、本児との交流の様子が記載された文書に当たることから本件開示請求の対象としている。当該文書は、一部の非開示部分を除き適正に開示しており、審査請求人の主張するような開示対象文書の不足はない。

なお、里親との関係性や里親の本児への関わりについては、本検査とは別に、同日、里親訪問時に児童相談所職員が本児及び里親の様子を確認している。確認した本児及び里親の様子の記録は、上記と同様の理由により、一部非開示部分を除いて開示している。

エ 「里親委託期間中の記録がない。」との申立てについて

東京都は、里親支援事業として、児童相談所業務を補完するために、里親委託推進事業を実施している。里親宅への家庭訪問及び記録は、里親委託推進事業の受託先である里親支援機関が行っており、児童相談所では当該記録を保有していない。

本件開示決定及び本件一部開示決定を行う上では、開示対象文書を明確にするため、具体的な開示対象を平成○年○月○日に電話で審査請求人と確認するとともに、同年○月○日には確認した内容を記載した文書を請求人に送付している。こ

れにより、開示対象文書を、実施機関以外が作成したものを除く旨確認しているため、当該里親支援機関が作成・保有している文書については対象外である。

(2) 一部開示決定文書について

ア 里親経過記録票

里親経過記録票は、児童福祉法施行細則（昭和41年東京都規則第169号。以下「施行細則」という。）13条2項に基づき作成しているものであり、里親への関与が長期化する場合や担当職員に変更があった場合にも、里親経過記録票を通じて一貫性のある援助等を実現するため、里親の認定・登録後、児童相談所が相談を受けた時からの記録を記載するものである。

イ 指導経過記録票

指導経過記録票は、施行細則12条2項で、指導している児童又はその保護者について、常にその指導経過を記録しておかなければならない旨が定められていることから、これに基づき作成しているものであり、当該事案への関与が長期化する場合や担当職員に変更があった場合にも、当該指導経過記録票を通じて一貫性のある援助等を実現するため、児童相談所が対象児童に関する相談を受けた時からの記録を記載するものである。

ウ 一時保護等入退所緊急援助方針会議提案兼会議録

当該文書は、緊急に援助指針の決定を行う必要がある場合に所内で開催する際の提案資料及び会議における議事の内容を記載するために作成するものである。

本件では、平成〇年〇月〇日及び〇月〇日のものを開示対象としている。これは里親からの相談を受け、同会議を実施した際に作成されたものである。

(3) 非開示部分及び非開示理由について

非開示部分は別表2のとおりであり、非開示理由は、以下のとおりである。

ア 6号Aと分類した箇所について

非開示部分には開示請求者とその関係者について、実施機関の担当職員の見解

を記載している。

児童相談所では、児童や保護者等の抱える問題の性質や生活環境等について、様々な職種の職員が専門的知見に基づいて分析し、それらの情報を集約して最善の援助方針を検討した上で、相談援助活動を実施している。上記の非開示部分に記載された内容は単なる事実の記載ではなく、実施機関が行った評価、判断である。これらを明らかにすると児童相談所の業務運営や相談内容についての評価、判断の過程や基準が明らかとなり、児童相談所の相談援助活動の適正な遂行に支障が生じるおそれがある。

また、児童相談所が里親に対して相談援助活動を実施するに当たっては、信頼関係を構築しながら進めていくことが必要である。そのため、児童相談所が里親に説明を行う場合には、そのときの里親の心理状況に配慮しながら、適切と思われる表現を用いているが、仮に上記非開示部分を当該里親に開示したとすると、その受け取り方によっては、当該里親の誤解や不信感を生じさせるおそれがある。そうすると、児童相談所の職員との信頼関係が損なわれることが予想され、今後の継続的な相談援助活動の実施に影響が生じるおそれがある。

さらに、このような情報を開示することが前提となると、児童相談所の職員が今後、指導経過記録票を記載するに当たり、児童や里親の意向等を考慮するあまり、記載内容が消極化、形骸化し、一貫性のある援助等を実施することが困難となるおそれがある。

したがって、上記非開示部分を開示することは、児童相談所における本件対象児童に関する相談援助活動及び今後の同種の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例16条6号に該当する。

イ 6号Bと分類した箇所について

非開示部分には、児童相談所と関係機関とのやり取りに関する情報が記載されている。

児童相談所では、児童や保護者等の抱える問題の性質や生活環境等について、様々な職種の職員が専門的知見に基づいて分析し、それらの情報を集約して最善の援助方針を検討した上で、相談援助活動を実施している。この点、関係機関との密な連携による協力関係を構築し、児童や保護者についての情報を収集するこ

とは、相談援助活動を実施する上で非常に重要である。

関係機関とのやり取りに関する情報が開示されるとなると、関係機関からの信頼を損ない、児童相談所への情報提供に消極的になるなど、今後同種の相談援助活動において協力が得られなくなることも想定され、児童相談所の相談援助活動に支障を来すおそれがある。

したがって、上記非開示部分を開示することは、児童相談所における本件対象児童に関する相談援助活動及び今後の同種の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例16条6号に該当する。

ウ 6号Cと分類した箇所について

非開示部分には、児童相談所の相談援助の方針、所内協議又は東京都内部での連絡調整の内容を記載している。

児童相談所では、児童や保護者等の抱える問題の性質や生活環境等について、様々な職種の職員が専門的知見に基づいて分析し、それらの情報を集約して最善の援助方針を検討した上で、相談援助活動を実施している。上記非開示部分に記載された内容は、集約した情報を基に、児童相談所が援助方針を決定する過程や基準等に関わるものである。

当該情報を開示することにより、今後、同様の立場にある里親について作成されるこれらの文書の記載内容が形骸化し、児童相談所における相談援助活動に影響を及ぼすなど、当該事務及び今後の同種の事務の適正な執行に支障が生じるおそれがある。

したがって、上記非開示部分を開示することは、児童相談所における本件対象児童に関する相談援助活動及び今後の同種の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例16条6号に該当する。

エ 2号と分類した箇所について

非開示部分には、開示請求者以外の個人に関する情報が含まれている。当該情報を開示することにより、開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるため、条例16条2号に該当する。

(4) 開示決定通知日について

条例14条では、開示請求があった保有個人情報について、実施機関が行う開示決定等の手続を定めている。同条1項では、開示請求があった日の翌日から起算して、原則14日以内に開示決定等しなければならないこと、同条3項では、やむを得ない理由により同条1項の期間内に開示決定等できないときは60日を限度としてその期間を延長できることを各々定めている。

また、同条2項では、同条1項又は同条3項の決定について、遅滞なく書面により開示請求者に通知する義務があることを明らかにしている。

本件は、平成29年1月4日に開示請求があり、平成29年1月16日付けで同年3月3日までの決定期間の延長を、平成29年3月3日付けで開示決定等を各々適正に行っている。

一方、開示請求者への決定通知については、請求に係る保有個人情報が大量で、開示決定等の結果を踏まえての修正作業に時間を要したため、発送が3月8日になったものである。開示決定等は開示決定等期間内に行っており、条例に反するものではない。

4 審査会の判断

(1) 審議の経過

審査会は、本件審査請求について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成29年 8月10日	諮問
平成30年 5月25日	実施機関から理由説明書收受
平成30年 5月28日	新規概要説明（第184回第二部会）
平成30年 6月18日	審議（第185回第二部会）
平成30年 7月24日	審議（第186回第二部会）

平成30年 9月28日	審議（第187回第二部会）
平成30年10月23日	審議（第188回第二部会）

（2）審査会の判断

審査会は、本件審査請求に係る保有個人情報並びに実施機関及び審査請求人の主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

ア 本件対象保有個人情報及び本件非開示情報について

本件開示請求の趣旨は、審査請求人が養子縁組里親となることを申請してから本件開示請求時点に至るまでの審査請求人に関する個人情報が記載された本件児童相談所及び福祉保健局少子社会対策部育成支援課（以下「本件関連部署」という。）が保有する一切の文書の開示を求めるものである。

実施機関は、本件開示請求に係る対象保有個人情報のうち、本件児童相談所が保有するものとして、別表1に掲げる本件対象保有個人情報1から22までを特定し、本件対象保有個人情報5から22までについて開示決定を行った。

また、本件対象保有個人情報1から4までについて、別表2に掲げる本件非開示情報1から3まで、7及び8が条例16条6号に、本件非開示情報4から6まで、9及び10が同条2号及び6号に該当するとして、当該各部分を非開示とする一部開示決定を行った。

イ 審査会の審議について

審査請求人は、審査請求書において、開示対象文書の不足、非開示とされた部分の開示、開示決定通知日の条例違反について審査を請求するとしているため、審査会は、対象保有個人情報の特定、本件一部開示決定における非開示部分並びに本件開示決定及び本件一部開示決定の通知の妥当性について判断する。

なお、実施機関は、本件開示請求に係る対象保有個人情報のうち、本件関連部署が保有するものについて、別途、開示決定及び一部開示決定を行っている。

審査請求人は、本件審査請求と合わせて、これら本件関連部署が実施した開示決

定等について、同一の審査請求書によりこれらの取消しを求めて審査請求しており、当該審査請求についても、実施機関から審査会に諮問があった（以下、当該諮問を「諮問第591号」という）。

以上の経緯を踏まえ、審査会は、本件諮問及び諮問第591号を併せて審議し、それぞれの諮問に沿って答申することとした。

ウ 児童相談業務等について

(ア) 児童相談所業務

児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）2条3項は、「国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。」と規定し、法12条1項で都道府県が児童相談所を設置する義務を定め、同条2項で児童相談所の主たる業務を定めている。

法12条2項は、「児童相談所は、児童の福祉に関し、主として前条第1項第1号に掲げる業務（市町村職員の研修を除く。）並びに同項第2号（イを除く。）及び第3号に掲げる業務並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第22条第2項及び第3項並びに第26条第1項に規定する業務を行うものとする。」と定め、法11条1項2号において「ホ 児童の一時保護を行うこと。」「ヘ 里親に関する次に掲げる業務を行うこと。」「ト 養子縁組により養子となる児童、その父母及び当該養子となる児童の養親となる者、養子縁組により養子となつた児童、その養親となつた者及び当該養子となつた児童の父母…その他の児童を養子とする養子縁組に関する者につき、その相談に応じ、必要な情報の提供、助言その他の援助を行うこと。」などを主たる業務として定めている。

また、都における児童相談所は、東京都児童相談所条例（昭和28年東京都条例第119号）1条に基づき設置され、東京都児童相談所処務規程（昭和32年東京都訓令甲第39号）に基づき、児童及びその保護者に対する相談援助活動を実施している。

(イ) 東京都里親制度

東京都里親制度は、法、児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）、

「里親が行う養育に関する最低基準」（平成14年厚生労働省令第116号）等の関係法令、施行細則及び「東京都里親制度の運営について」（平成26年8月18日付26福保子育第915号）により運営している。

施行細則13条2項は、「児童相談所長は、里親に児童を委託する措置をとった場合において、必要があると認めるときは、当該里親の指導を行う者にその指導状況について報告させることができる。」と規定している。里親経過記録票は、当該規定に基づき、里親の認定・登録後、児童相談所が相談を受けた時からの記録を記載するものである。

（ウ）指導経過記録票

施行細則12条2項は、「法第27条第1項第2号の規定により指導を行う者は、指導している児童またはその保護者について、常にその指導経過を記録しておかなければならない。」と規定している。指導経過記録票は、当該規定に基づき、児童又はその保護者に関して作成する記録である。

エ 条例の定めについて

条例14条は、開示請求があった保有個人情報について実施機関が行う開示決定等の手続を定めている。同条1項本文は、「実施機関は、開示請求があった日から14日以内に、開示請求者に対して、開示請求に係る保有個人情報の全部若しくは一部を開示する旨の決定…又は開示しない旨の決定…をしなければならない。」と、同条2項は、「実施機関は、前項の決定…をしたときは、開示請求者に対し、遅滞なく書面によりその旨を通知しなければならない。」とそれぞれ規定している。

なお、同条3項本文は、実施機関が、やむを得ない理由により同条1項本文に規定する期間内に開示決定等をする事ができないときは、開示請求があった日から60日を限度としてその期間を延長することができる旨規定している。

条例16条2号本文は、「開示請求者以外の個人に関する情報（第9号から第11号までに係る情報及び事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含

む。）」を非開示情報として規定している。

また、同号ただし書は、「イ 法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」、「ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」及び「ハ 当該個人が公務員等…である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」のいずれかに該当する情報については、同号本文に該当するものであっても当該情報を開示しなければならない旨規定している。

条例16条6号は、「都の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、…当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を非開示情報として規定している。

オ 本件対象保有個人情報の特定について

審査請求人は、審査請求書において、××氏による打合せ記録、児童相談所内部での検討の記録、検査の記録及び委託期間中の記録について、各々が対象保有個人情報として特定されていないと主張する。

これらの点について、以下のとおり検討する。

(ア) ××氏による打合せ記録及び児童相談所内部での検討の記録について

審査請求人は、××氏による打合せ記録及び児童相談所内部での検討の記録について、本件開示請求に係る対象保有個人情報として不足している旨主張する。

実施機関は、児童相談所では、里親から受けた相談等の記録は里親経過記録票に記載するため、当該記録については本件対象保有個人情報1に記載しており、これ以外の記録は作成していないと説明する。

審査会が見分したところ、本件対象保有個人情報1には、児童相談所と関係機関とのやり取りに関する情報や児童相談所の相談援助の方針、所内協議等に関する情報が記載されており、児童相談所において、里親に対し一貫性のある相談援助等を実現するために利用されているものであることが確認された。

よって、実施機関が特定した本件対象保有個人情報1以外に記録を作成してい

ないとする実施機関の説明に、不自然、不合理な点は認められない。

(イ) 検査の記録

審査請求人は、本件児童相談所が行った2回の検査のうち、1回目の検査の記録について、本件開示請求に係る対象保有個人情報として不足している旨主張する。

審査会が見分したところ、本件対象保有個人情報2が記載されている指導経過記録票において、本件児童相談所が行った1回目の検査の記録が確認されたが、審査請求人に関する情報は含まれていなかった。

よって、本件児童相談所が行った1回目の検査の記録は審査請求人に関する情報ではないため、対象保有個人情報として特定しなかったとする実施機関の説明に、不自然、不合理な点は認められない。

(ウ) 委託期間中の記録

審査請求人は、児童に関する委託期間中の記録は里親支援機関が保有していることを理由に対象保有個人情報ではないとする実施機関の説明に対して、本件児童相談所と関係機関との連絡状況を踏まえると、実施機関において里親支援機関からの報告に関する記録は存在すると推察する旨主張する。

この点について実施機関に確認したところ、里親支援機関からの報告事項等は、必要に応じて里親経過記録票又は指導経過記録票に記録すると説明する。

審査会が見分したところ、里親支援機関とのやり取りに関する記録については、本件対象保有個人情報1及び2に記載されていることが確認された。

これらを踏まえると、審査請求人がその存在を主張する上記（ア）から（ウ）までについて、他にその存在を認めるに足りる特段の事情も見当たらない。

よって、本件開示請求に係る対象保有個人情報の特定は妥当である。

なお、上記（ア）及び（ウ）において記載されていることが確認された対象保有個人情報における非開示情報の非開示妥当性については、以下で検討する。

カ 本件非開示情報1から10までの非開示妥当性について

(ア) 本件非開示情報1について

実施機関によると、本件非開示情報1には、開示請求者とその関係者に関する実施機関の担当職員の見解が記載されており、これらは単なる事実の記載ではなく、実施機関が行った評価、判断に関する情報であるとのことである。

また、児童相談所が里親に対して相談援助活動を実施するに当たっては、信頼関係を構築しながら進めていくことが必要であり、児童相談所が里親に説明を行う場合は、里親の心理状況に配慮しながら、適切と思われる表現を用いると実施機関は説明する。

この点について審査会が確認したところ、当該非開示部分には、本件児童相談所が里親の心理状況に配慮した表現を用いて説明を行っている記述が確認された。

これらの情報を開示すると、児童相談所の業務運営や相談内容についての評価・判断の過程や基準が明らかとなり、相談援助活動の適正な遂行に支障が生じるおそれがあるとする実施機関の説明には、相当の合理性が認められる。

したがって、本件非開示情報1は条例16条6号に該当し、非開示が妥当である。

(イ) 本件非開示情報2について

実施機関によると、本件非開示情報2には、児童相談所と関係機関とのやり取りに関する情報が記載されている。

また、児童相談所では、児童や保護者等の抱える問題の性質や生活環境等について、様々な職種の職員が専門的知見に基づいて分析し、それらの情報を集約して最善の援助方針を検討した上で、相談援助活動を実施する必要があり、関係機関との密な連携による協力関係を構築し、児童や保護者についての情報を収集することは、相談援助活動を実施する上で非常に重要であると実施機関は説明する。

この点について審査会が見分したところ、当該非開示部分には、本件児童相談所と関係機関が相互に連絡等している個別具体的な状況に関する記述が確認された。

これらの情報を開示すると、関係機関からの信頼関係が損なわれ、本件児童相談所への情報提供について当該関係機関が消極的になり、今後同種の相談援助活動において協力が得られなくなるなど、相談援助活動に支障を来すおそれがある

とする実施機関の説明には、相当の合理性が認められる。

したがって、本件非開示情報2は条例16条6号に該当し、非開示が妥当である。

(ウ) 本件非開示情報3、7及び8について

実施機関によると、本件非開示情報3、7及び8には、児童相談所の相談援助の方針、所内協議又は東京都内部での連絡調整の内容が記載されている。

審査会が見分したところ、本件非開示情報3における非開示部分には、相談援助活動を通じて集約された情報を基に、本件児童相談所が援助方針を決定する過程等に関する詳細な記述が確認された。

また、本件非開示情報7及び8における非開示部分には、これらに加え、対象児童に関する指導経過記録の相談主訴や相談内容、面接調査人数等が記載されていることが確認された。

これらの情報を開示すると、今後、同様の立場にある里親について作成される文書の記載内容が形骸化するなど、同種の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとする実施機関の説明には、相当の合理性が認められる。

したがって、本件非開示情報3、7及び8は条例16条6号に該当し、非開示が妥当である。

(エ) 本件非開示情報4、5、6、9及び10について

審査会が見分したところ、本件非開示情報4、5、6、9及び10には、本件対象保有個人情報の本人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものが記載されていることが確認された。

したがって、本件非開示情報4、5、6、9及び10は、条例16条2号本文に該当し、その内容及び性質から、同号ただし書のいずれにも該当しないと認められることから、同条6号の該当性を判断するまでもなく、非開示が妥当である。

キ 本件開示決定及び本件一部開示決定の通知日について

審査請求人は、本件開示請求に対し、実施機関から通知があった開示決定等の

期間内に開示決定等の通知がなされなかったことが条例に反する旨主張する。

審査会が見分したところ、審査請求人は平成29年1月4日に本件開示請求を行い、実施機関は同年1月16日付け決定期間延長通知書を審査請求人に通知し、延長後の決定期間を条例14条3項に定める60日以内である同年3月3日までとした事実が確認された。

また、実施機関が本件開示決定及び本件一部開示決定を行った日付は、当該決定期間延長通知により通知された決定期間内である同年3月3日であることが確認された。

実施機関の説明によると、条例14条2項に基づく書面による通知は、同年3月8日に発送したとのことであり、この点については審査請求書においても同趣旨の記述が見られ、事実と相違ないと認められる。

この点について検討したところ、本件一部開示決定における非開示箇所は別表2のとおり多岐にわたり、本件一部開示決定に関する通知書の作成状況を踏まえると、同条同項において実施機関に課している遅滞のない通知に関する義務に違反するとは言えない。

なお、審査請求人は、審査請求書及び反論書においてその他種々の主張を行っているが、これらはいずれも審査会の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

吉戒 修一、寺田 麻佑、野口 貴公美、森 亮二